

様式 1

事業報告書				
医療法人整理番号		00041		
報告期間	自	令和7年4月1日		
	至	令和8年3月31日		
1 事業報告書の概要				
	(1) 名称	医療法人社団幸紀会	分類①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当するものをリストから選択すること。（会計年度内に変更があった場合は変更後。）	
		分類① 社団（出資持分なし）		
		分類② その他		
		分類③ 基金制度不採用		
	(2) 事務所の所在地	都道府県	岐阜県	複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
		市区町村	岐阜市	
		町名・番地	鏡島西二丁目4番14号	
		建物名	安江病院	
			従たる事務所の記載はこちら	
	(3) 設立認可年月日	昭和54年3月15日		
	(4) 設立登記年月日	昭和54年3月23日		
	(5) 理事長の氏名	姓		
		名		
	役員及び評議員の人数			理事長を含む人数を記載すること。
役員及び評議員		記載はこちら		
2 事業の概要				
	(1-1) 本来業務（病院、診療所）	記載はこちら		
	(1-2) 本来業務（介護老人保健施設、介護医療院）	記載はこちら		
	(2) 附帯業務	記載はこちら		
	(3) 収益業務	記載はこちら		
	(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	記載はこちら		
	(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債	記載はこちら	(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。	
	(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債	記載はこちら		
	(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設	記載はこちら		
	(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	記載はこちら	全ての指定内容について記載しても差し支えない。	
	(9) その他	記載はこちら	当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）	

1-(2) 従たる事務所の所在地			
都道府県	市区町村	町名・番地	建物名

1-(5) 役員及び評議員			
役職	姓	名	備考

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第46条の5第6項参照）
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第46条の4第1項参照）

2-(1) 本来業務 (開設する病院、診療所（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務)	
--	--

2-(1) 本来業務 (開設する病院、診療所（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務)	
--	--

[illegible]

2-(1) 本来業務 (開設する病院、診療所（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務)	
--	--

2-(1) 本来業務 (開設する病院、診療所（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務)	
--	--

[illegible]

2-(1) 本来業務 (開設する病院、診療所（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務)
--

					許可病床数
--	--	--	--	--	-------

[illegible]

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

様式 1 : 2-(1)

事業報告書

2-(1) 本来業務

(介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務)

[illegible]

2-(1) 本来業務

(介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務)

[illegible]

2-(1) 本来業務

(介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務)

[illegible]

2-(1) 本来業務 (介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務)						
種類	施設の名称	指定管理	施設の介護事業所番号	開設場所	入所定員	通所定員

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

事業報告書

2-(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

[illegible]

2-(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

[illegible]

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を委託管理の欄に記載すること。

様式 1 : 2-(3)

[illegible]

2-(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

[illegible]

2-(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

発行総額	申込期間（開始日）	利率	資金使途	償還方法	医療機関債を引き受けた医療法人名
申込単位	申込期間（終了日）	払込期日		償還期限	

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。
医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

2-(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由

医療機関債名	発行元医療法人名	購入総額	償還期間（開始日～終了日）	

注)

1．医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。

2．購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

2-(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

[illegible]

2-(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

[illegible]

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

2-(9) その他

[illegible]

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

様式 2

法人名： 医療法人社団 幸紀会
所在地： 岐阜市鏡島西二丁目 4 番 1 4 号

※医療法人整理番号	
-----------	--

財 産 目 録
(令和 8 年 3 月 3 1 日現在)

1. 資 産 額	3, 524, 106 千円
2. 負 債 額	421, 525 千円
3. 純 資 産 額	3, 102, 581 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	1, 138, 867
B 固 定 資 産	2, 385, 239
C 資 産 合 計 (A + B)	3, 524, 106
D 負 債 合 計	421, 525
E 純 資 産 (C - D)	3, 102, 581

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人社団幸紀会
所在地 岐阜県岐阜市鏡島西二丁目 4 番 1 4 号

※医療法人整理番号 00041

貸借対照表
令和8年3月31日 現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	1,138,867	I 流動負債	245,570
現金及び預金	831,195	買掛金	16,044
事業未収金	288,696	未払金	166,389
医薬品	3,437	預り金	10,230
給食用材料	88	未払費用	28,898
診療材料	7,633	未払法人税等	72
貯蔵品	1,164	未払消費税等	3,942
前払費用	287	その他の流動負債	19,992
その他の流動資産	6,367	前受金	
		預り金	
		前受収益	
		その他引当金	
		その他の流動負債	
II 固定資産	2,385,239	II 固定負債	175,955
1 有形固定資産	2,221,961	長期借入金	175,010
土地	867,115	その他の固定負債	945
建物	1,037,341	繰延税金負債	
構築物	24,181	その他引当金	
医療用器械備品	8,415	その他の固定負債	
その他の器械備品	26,828		
その他の有形固定資産	258,081		
建設仮勘定			
その他の有形固定資産			
		負債合計	421,525
		純資産の部	
2 無形固定資産	34,862	科目	金額
借地権	19,338	I 基金	
ソフトウェア	14,236	II 積立金	3,102,581
その他の無形固定資産	1,288	設立等積立金	3,566,464
3 その他の資産	128,416	繰越利益積立金	-463,883
長期貸付金	3,384	その他積立金	
有価証券	162		
その他の固定資産	124,870	III 評価・換算差額等	
その他長期貸付金		その他有価証券評価差額金	
役職員等長期貸付金		繰延ヘッジ損益	
長期前払費用			
繰延税金資産			
その他の固定資産			
		純資産合計	3,102,581
資産合計	3,524,106	負債・純資産合計	3,524,106

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

法人名

医療法人社団幸紀会

所在地

岐阜県岐阜市鏡島西二丁目4番14号

医療法人整理番号

00041

損 益 計 算 書			
自		令和7年4月1日	至 令和8年3月31日
(単位：千円)			
科目		金 額	
I	事業損益		
A	本来業務事業損益		
	1 事業収益		1,526,217
	2 事業費用		
	(1) 事業費	1,711,223	
	(2) 本部費	0	1,711,223
	本来業務事業損失		185,006
B	附帯業務事業損益		
	1 事業収益		242,922
	2 事業費用		255,793
	附帯業務事業損失		12,871
C	収益業務事業損益		
	1 事業収益		0
	2 事業費用		0
	収益業務事業利益		0
	事業損失		197,877
II	事業外収益		
	受取利息	1,665	
	その他の事業外収益	18,693	20,358
III	事業外費用		
	支払利息	427	
	その他の事業外費用	793	1,220
	経常損失		178,739
IV	特別利益		
	固定資産売却益	3,411	
	その他の特別利益	36,672	40,083
V	特別損失		
	固定資産売却損	0	
	その他の特別損失	74,578	74,578
	税引前当期純損失		213,234
	法人税・住民税及び事業税	327	
	法人税等調整額	0	327
	当期純損失		213,561

(注)

1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団幸紀会

理事長 安江 紀裕 殿

私は、医療法人社団幸紀会の令和7年会計年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和8年5月21日

医療法人社団幸紀会

監事 浅井 徳光